

住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第4条の規定に基づき、令和2年8月3日付け糸島市告示第192号で告示した住居表示の実施に伴う町及び字の区域並びに名称の変更に係る案に対する3件の変更の請求に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による処分に関し、そのてん末を次のとおり公表する。

令和2年10月28日

糸島市長 月形 祐二

住居表示の実施について、令和2年8月3日付け糸島市告示第192号で町及び字の区域並びに名称の変更に係る案について告示したところ、原案に対して、3件の変更請求があったため、令和2年9月2日及び同月16日付けでそれぞれの要旨を公表した。

3件の変更請求の提出を受け、糸島市住居表示審議会に今後の事務手続及び住居表示の実施時期について諮問し、その答申を踏まえ、改めて町名検討協議会で協議を行い、協議が整った時点で実施時期を決定することとした。